

令和6年4月24日(水) 16:00

○行政処分に関するお問い合わせ先
介護高齢課居宅サービス係(内線2575)
TEL 027-226-2574

○監査に関するお問い合わせ先
監査指導課監査指導第二係(内線2554)
TEL 027-226-2554

介護保険事業者に対する行政処分について

このたび、下記の事業者が運営する指定通所介護事業所に対し、次のとおり介護保険法第77条第1項による行政処分を行いました。

1 対象事業者・対象事業所・処分内容

事業者の名称	株式会社コンフォートプレイス
事業者の住所	藤岡市藤岡1415-1
事業所の名称	デイサービスセンターさくら
事業所所在地	甘楽郡甘楽町大字小幡109番1号
サービスの種類	指定通所介護
指定年月日	平成24年3月1日
事業所番号	1072400482
処分内容	指定の一部の効力停止(3ヶ月、介護報酬上限7割)
申し渡し日	令和6年4月24日
効力発生日	令和6年5月1日

2 処分の理由

不正請求額(概算) 1,532,930円

(1) 不正請求【介護保険法第77条第1項第6号該当】

看護職員のタイムカードを捏造し介護給付費を不正に請求し受領した。

不正請求期間 令和5年4月分及び同年5月分
不正請求額 計1,532,930円(概算)
対象となる利用者 22人(実利用者数)
不正請求件数 39件(レプト件数)

(2) 不正不当【介護保険法第77条第1項第11号】

不正請求を隠蔽する行為

令和5年4月分及び同年5月分について、看護職員のタイムカードを捏造した。